

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月 1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 37 号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（保育料徴収職員証）

第6条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第5項、第6項及び第7項並びに法附則第6条第6項の規定により保育料（保育所条例第7条第1項及び認定こども園条例第5条第1項に規定する保育料並びに私立保育所負担金徴収条例第1条の負担金をいう。以下同じ。）を地方税の滞納処分の例により処分する際に、職員が携帯する保育料徴収職員証は、別記様式による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。